

令和3年 2月 15日 開会

令和3年 2月 15日 閉会

令和3年（2021年）第1回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和3年（2021年）第1回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和3年2月15日（月曜日）

令和3年(2021年)第1回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和3年2月15日(月)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

12番	入江康仁	14番	東 清剛
-----	------	-----	------

令和3年第1回紀北町議会臨時会議事日程 令和3年2月15日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について
第 5	報告第1号 専決処分の報告について
	閉 会

令和3年（2021年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和3年2月15日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年2月15日（月）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

12番	入江康仁	14番	東 清剛
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
環境管理課長	玉本 真也	海山総合支所長	植地 俊文

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6番 原 隆伸	7番 奥村 仁
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましては、感染予防のため、議員も執行部ともマスクの着用の許可、演台へのアクリル板の設置、休憩時の換気を行いますのでご了承ください。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

瀧本攻議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番、入江康仁君と14番の東清剛君から所用のため欠席との報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年2月15日（月曜日）、午前9時30分開議

- | | |
|------|------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について |

第5 報告第1号 専決処分の報告について
以上でございます。

瀧本攻議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

6番 原 隆伸君

7番 奥村 仁君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 8 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、一部事務組合設置に係る議案及び専決処分の報告の 2 件であります。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の令和 2 年 11 月、12 月分についての同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員の控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のためにあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ副町長、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4

瀧本攻議長

それでは、議案の審議に入ります。

日程第 4 議案第 1 号 東紀州環境施設組合の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案の審議に当たっては、会期を 1 日とすることに決定したことにより、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置についてであります。一部事務組合の設置の協議につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要なため、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

議案をご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、東紀州環境施設組合を設置するため、別紙のとおり規約を定め、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

一部事務組合の設置の協議については、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決

が必要なためであります。

本議案につきましては、東紀州地域の5市町で発生する可燃の一般廃棄物について、共同で処理をするための一部事務組合を設け、紀北町及び東紀州地域における可燃ごみの処理を広域化し、新たなごみ処理施設に集約していくことを目的としています。

次の2ページが、設立に当たっての協議で必要となる規約案です。

本規約につきましては、さきの1月21日、議会全員協議会におきまして事前にご説明した組合の概要案、規約事項の内容を規約形式に組み立てたものでありますが、改めてご説明をさせていただきます。

第1条は、組合の名称です。東紀州環境施設組合であります。

第2条は、組合を組織する地方公共団体です。組合は、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の5市町で構成します。

第3条は、組合の共同処理をする事務です。可燃ごみを処理する施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同で処理するというものです。

第4条は、組合の事務所の位置です。尾鷲市内に事務所を置くとしています。

第5条は、議会の組織です。議員定数を10人とし、構成団体の議会から均等に2人を選出とさせていただきます。

第6条は、組合議員の選挙です。選出方法につきましては、関係市町の議会において、議員のうちから組合議員を選挙することとさせていただきます。

第2項では、組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員が生じた関係市町の議会において補欠選挙を行っていただくというものです。

第7条は、組合議員の任期です。関係市町の議会の議員の任期とさせていただきます。

第2項で、補欠議員の任期は前任の議員の任期とし、第3項では、組合議員が各市町議会の議員でなくなったときは、その職を失うとしています。

第8条は、議長及び副議長です。組合には議長及び副議長を各1人置き、第2項で、組合の議会におきまして組合議員のうちから選挙していただくこととしております。

第3項におきまして、任期を組合議員の任期によるとさせていただきます。

以上までが議会関係の規定であります。

次が、執行機関の規定となります。

3ページをご覧ください。

第9条は、執行機関の組織です。組合には管理者1人、副管理者4人を置きます。

第2項から第5項の規定では、組合管理者は、関係市町の長の互選によることとし、副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てます。任期は、それぞれ当該市町の長の任期とするとともに、管理者に事故があるときに備え、副管理者による職務代理の規定をしていきます。

第6項では、会計管理者1名を置き、第7項において、管理者の属する市町の会計管理者を充てるとしています。

第10条は、職員です。組合の職員は管理者が任免し、組合を運営していきます。

第11条は、監査委員です。委員2人を置き、第2項で、構成市町の識見を有する者のうちから1人、組合議員のうちから1人を管理者が議会の同意を得て選任していきます。

第3項は、任期を規定し、識見を有する委員については4年、組合議員から選任された委員については組合議員の任期としております。

第12条は、経費支弁の方法です。組合経費については、関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てます。

第2項で、各市町の負担金の割合につきましては、条例で定めるとしています。

第13条は、委任です。この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるとしています。

最後に、附則をご覧ください。

令和3年度4月からの組合運営を目指していることから、1項におきまして、規約の施行日を令和3年4月1日としています。2項では、組合管理者が互選されるまでの間、尾鷲市長が組合管理者の職務を行うものとするとしています。

以上、ご説明した規約につきましては、地方自治法において規約に定める必要がある7つの事項について全ての規定が網羅されており、執行部としては、本規約をもって組合を設置していきたいと考えております。

議案内容の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、質疑をさせていただきます。

先ほどの説明で、地方自治法第284条の2項の規定に基づきと説明がありましたが、具体的にこの284条2項とはどういう法律なのか、詳しい説明をお願いしたいのと、そして2ページに入りまして、組合の規約を審議することになるわけなんですけれども、大体新しいものをつくる時に、今までは条例の審議をこの議会で議決してきたんですけれども、今回は条例じゃなく規約なんです。その違いというんですか、規則と規約の違いもちょっとよく分からないんですけれども、条例は、憲法94条、地方自治法第14条、16条に基づき、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定するものだ。

規則も規約も、まずお尋ねしますけれども、規約は、議員必携では地方自治法に基づき地方公共団体の長が法令内で決めることができるんです。議会の議決がいなくても決めることができるんです。まず、なぜ条例でなく規約、規約と規則の違いをまず言っていただきたいのと、こういう順番になるのか、そして1点、初めにお伺いした284条の2ですか、その詳しい説明をお願いします。

瀧本攻議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

ただいまのご質問ですが、全て関連してありますので1つでお答えしたいと思うんですが、まず地方自治法の第284条であります、この第2項なんですが、地方公共団体はその事務の一部を共同処理するため、今回、事務の一部というのがごみ処理ということでございます。これを協議により規約を定め、県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができるということで、まず地方公共団体、一部事務組合というのは1つの地方公共団体に当たります、地方公共団体ができて初めて条例というものが制定できるんですが、まず地方公共団体をつくる前の前段の規約でありますので、まずその規約を定めることが必要になってきます。

その規約を定めるのに当たっては、これは執行部でももちろん案をつくらせていただいたものですが、この規約をもって三重県知事に許可を得るには協議が必要になっていきますが、その協議を得るためには、所在の議会の議決を経なければいけないという規定がございますので、今回それを求めているというものであります。

条例については、地方公共団体があればそこで条例の制定ができますが、まだ東紀州環境施設組合という地方公共団体ができておりませんので、これらの規約によって設立ができて

初めて条例へと、規定の審議をいただくと、こちらの格好になりますが、条例については施設組合のほうの議会での審議ということになります。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れです。規約と規則というのはどう違うのかというのも問いました。そして、それと2回目の質疑に入っていきますけれども、規約と規則は、私調べた限りではあまり違わないんですね。そうすると、規約、規則と考えた場合は、町が決めることを私たち、今日議会で議決するということになるんですけども、それは地方自治団体と一部事務組合の大きな違いだと思うんです。その中でお伺いしたいのが、町が決めたことを議会で決めるんですけども、決めたら責任はどちらにあるんでしょうか。最後に決める議会が責任を持つことになるのか、この規約で町が責任を持つことになるのか、両方に平等に責任があるのか、どちらでしょうかというのが2回目の質問です。

そして、あと2回目で、具体的に2ページをお伺いしたいと思います。第1章の2条に組織するという5市町、それは各市町の町長と市長でお決めになったのだと思いますが、どういう経緯で組織すると決められたのか、改めて詳しい説明をお願いします。

そして、第3条、可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営と書いてあるんですけども、これまでずっと場所のことについて詳しく、どのような、待ってくださいね、第3条、市営グラウンドという提案もありましたけれども、ここにはそのことは設置としか書いていないんですけども、長く全協で議論もしてきました市営グラウンドとかそういうことについては、この範囲内では決まっているんですか、決まっていないのですか。設置としか書いていないので長年議論してきたことがどうなのかお伺いします。

そして、議会関係のこともたくさん決めていただいておりますが、私は環境で、教育民生常任委員会で環境の係ですけども、ごみの関係するところは議員に聞いて決めたんじゃないかと、これも町が勝手にと言ったら失礼ですけども、決めたことではないかなと思います。そこでお伺いします。定数は10人、5市町の議員は合計で何人おって、10人が何割に当たりますか、お伺いします。

そして、あと議員の任期ということも今説明いただいたんですけども、私たちはまだ来年選挙ですけども、尾鷲の方は今年選挙で、御浜も今年選挙だと思うんですけども、そ

それぞれの議員は任期違いますよね。そういう理解でよろしいんですね。4年間、もう3年目になったら2年間通すということで、1年目になったら4年間その人が通すということになるんだと思うんですけども、そこら辺のところもどう判断していいのかお伺いします。10人の議員で4年間なってしまったら、常任委員会に属さないような感じになってしまうことも紀北町では起こるのではないかなという心配があります。そのところをお伺いします。

そして、議会は何回開く予定なのかお伺いします。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず、規約と条例の違いということですか、規約は、一部事務組合という地方公共団体を立ち上げるに当たって必要な一番最初のものであります。これらは、構成する団体全ての議会がこの規約を認めていただいて、それで地方公共団体が成り立つという根幹になる部分であります。ただ、条例については、地方公共団体が定める議会の議決に対する決まり事項でありますので、それらは、組合の議会において条例が定められるということで、定めていく段階が違うという認識をいただければと思います。

あと、この条例にこれまで説明した内容がないじゃないかという趣旨のものだったと思うんですが、それらについては、今まで全員協議会でご説明した内容の下、組合を設立していくということでもありますので、この規約の下、組合の設立が達成されましたら、それらは全て組合の条例、規則等で規定していくというものであります。

あと、各議会の定員の数をおっしゃっていましたが、私、全て承知しておりませんが、全て10数人台の前半ということです。ただ、私の記憶が違っていたら悪いので、ここの正確な数字については、ご勘弁いただきたいと思います。

あと、任期であります。任期については、各市町から選挙によって選ばれた議員の方に任期になっていただきますので、各議会がどういった選出の仕方をするのかということになってきます。例えば、この議会で新たに組合の議員の選挙は、選挙によって選出された場合は、その方が組合の議員になっていただくということになりますが、その組合の議員の任期中に、例えば議員の、こちらの町のほうの議員の任期が切れた場合には、その時点で失効するということになりまして、2年、3年とまた任期があったにせよ、議員の改選等によって、また選出議員が変更されればそちらになるということで、全て各市町の議員の選任の仕方によって前後するというものであります。

あと、規約と規則の違いもおっしゃっていました。規約については、組合立ち上げの前の一番前段のものということをおっしゃいましたが、規則というのは、その地方公共団体の管理者または首長が定めることができるものであります。それは、管理者であつたり首長が定めることができますし、条例を定めて、条例の委任によって定めることができるものが規則ということでもあります。

あと、責任のことをおっしゃいましたが、責任は、何というんでしょう、質問の趣旨が、答えの趣旨が間違っていたら申し訳ないんですが、ここでまず規約を審議していただきましたが、この規約に対する内容について、執行部としてはこういったご提案をおっしゃいましたが、この規約に対する内容について、執行部としてはこういったご提案をおっしゃいましたが、それに対する議決と議決の判断というものについては、失礼ですけれども議員の範疇に入るものでありますので、そういった考え方ができると思いますし、あと条例の部分については、これまで全協で申し上げた内容でもって条例を定めていきますので、組合としてなった場合の条例が、提案したときにはそれを確認していただいて、それを議決いただくということになりますが、場合、場合によって責任というのは違ってきますので、全て網羅してお答えすることは困難であります。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目になりますので、答弁漏れで、まずは答弁漏れから指摘させていただきます。

私、全協で長らく場所について討議してきたけれども、尾鷲市営グラウンドはどう判断したらいいのかというのは聞きました。それに対してのお答えはありませんでした。再度お伺いします。この設置というだけで、設置するというのは分かるんですけども、長いこと全協の中では、もうあそこに決めるんだみたいな感じで私らは説明を受けとったような記憶がありますが、ここではっきり設置というところでどこまで私たちは判断していいのか、お伺いします。

そして責任も、地方自治体の場合はいくら町長が提案しても、議会で議決せなったら決まらないんですね。でも先ほどの答え、規約ですね、どちらかそのときによって違うというような答えだったと思うんですけども、町長に、はっきり協議してきたのは町長ですのでお答えいただきたいんですけども、どういうふうに理解したらいいのですか。私たち、今議決、手を挙げるのに大変重圧を受けております。それは、普段だったら町長の提案に対して私たちが決めるということなんですけれども、この一部事務組合になると、先ほどの答弁

では、もう何かよくそのときによって分からないとかそういう返事だったんですけれども、そこをどういうふうに町長は認識しておられるのか問います。

そして、答弁不足で、議会は何回ぐらい開くんですかというのをお聞きしましたし、多分私、何人ぐらいの議員が多いほど住民の声が届くんですけれども、何%の、自分の町のことだったら16人で、議長除いて15人で協議できるんですけれども、2人になったら何%になっていくのかなというのを知りたいと思うし、住民の声は届きますと、全協でもお答えになっておりますので、私やっぱり届きにくいと思うんですが、そこら辺をどう認識されておりますか。何か分からんけれども、白紙手形に判を押すような感じが今いたしておりますけれども、そういう認識ではないとは思いますが、認識をお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

また少し外れていたら、またご指摘ください。

今この規約というのは、一部事務組合を立ち上げるときに必要な規約で、これをもって一部事務組合とするということなんで、先ほど課長も申し上げたように、条例というのは一部事務組合、団体ができて初めてその条例の中に位置が入ります。例えば、位置を何々とするというような形で入ると思っております。そういう中でいきますので、ここでは組合を立ち上げるための規約というご理解をいただきたい。そして、その内容については、全協で2回お話しさせていただきましたが、その方向で議論していくということになります。それと、それぞれの各市町の議会が議決することによってこの一部事務組合が立ち上がるというのが、この規約をもって立ち上げますということなんで、とりあえずその考え方は条例と規約の考え方でございます。

(「町長、あと人数のは、その」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人数につきましては、各いろんなところのも調べさせていただきました。そういうことで、結局今ある消防組合とか広域連合と同じようなものだと考えていただければ結構だと思います。だから、一部事務組合である消防も広域連合も、まずこの議会での、紀北町の議会での予算を審議しないと予算も送り込めませんので、そういった部分では、まだまだこの議会

の中での決定はありますけれども、条例等になったときは、その一部事務組合の中での条例で決めていただく、そういう形になろうかと思えます。

(「そういうことでいい」「議会が何回あるのか」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

ちょっとやり取りやめてください。

玉本管理課長、設置場所のことの質問があったので。

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

場所ですが、現の場所というのが、施設の場所という部分と事務所の場所というものがあります。今回ご提案させていただいたのは、まず事務所の場所です。事務所の場所については、まだ立ち上がった時点では施設が完成していないということで、現在広域に係る準備室という、職員を派遣して事務を執り行っている場所がありますが、そちらのほうに組合の設立時には設置をしまいであります。現在、用地については、尾鷲市の現市営野球場に建設予定地ということで現在話を進めておりますが、そちらのほうに施設が完成したときには、事務所の位置条例をそちらのほうに改正をしていくということで、位置については尾鷲市に置くということを規約で定めて、あとは、位置条例については組合の条例で規定していくというものであります。

あと、議会の回数であります。こちらについては、立ち上がった組合の中の議会の条例で制定されていくものであり、まだ詳細についてはまだ協議中ということで、明確なお答えは控えさせていただきたいと思えますが、通常ですと一部事務組合は年2回ということが通例となっております。

以上です。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れでよろしいですか、議長。

瀧本攻議長

あと1点だけ許します。

どうぞ。

11番 近澤チヅル議員

先ほどの場所って事務所の場所というお答えで、私聞いたのは、この条例に可燃ごみ処理施設設置と書いてあるんですよ、だから設置する場所は決まってるんかというのを伺いし

たんです。事務所の場所をお伺いしたんじゃないんで、設置及び管理運営と書いてあるんですが、設置とはっきり書いてあるんですよ、可燃ごみ処理施設って。今の答弁は答弁漏れです。どうなんですか。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

おっしゃるとおり規約につきましては、まず、ごみ処理施設を設置するという部分と、それを管理運営していくという部分と、それらに附帯するという事です。それらを規約に定めるということでもあります。施設の設置については、現在、現市営野球場に設置をすべく、建設を目指して調整をしているところでございますので、そちらのほうに建設ということ確定した時点で、条例等で定めることになるのかとそのように考えてございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

4番、岡村です。

まず1点目ですけれども、上程されました東紀州環境施設組合ですけれども、法的にはどのような位置づけになるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

地方自治法の第284条の第2項で定められた地方公共団体の事務の一部を共同するための一部事務組合ということで、構成団体を複数時要する地方公共団体を設立していくというものであります。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私もちょっといろいろ勉強させてもらったんですけれども、これは、私が聞きましたことこういうことなんです。今、玉本課長言われたことよく分かるんですけれども、特定地方独

立行政法人と考えてよろしいのでしょうか。つまり、前者議員も言いましたけれども、行政法人紀北町って行政法人ありますけれども、これとは全然別なものです。平成15年7月16日の法律第118号にあると思いますけれども、その第2条第2項で規定されています特定地方独立行政法人ということによろしいのでしょうか。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

適用法令、根拠法令を申し上げますと、地方自治法の第284条から第291条に規定されている事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であります。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

特定地方独立行政法人とは違うのでしょうか。違うんですか。私、これぴったりだと思っておったんですけれども。

それでは、関連してですけれども、その地方公共団体といいますが、この地方公共団体紀北町という公共団体ありますね、これとは全然別なものです。当然今の消防とか広域連合と一緒にということで、前者議員も言いましたけれども条例決まるとかあれというのは、新しい独立法人の中で条例を決めると、だから設置につきましても多分、今、市営球場というのは、この間全協で出ました市営球場というのは、あくまで案ですね、今の段階では。市営球場を決定するというのは、新しいこの組合ができてから、その議員とかそのメンバーで決めるというのは本当ですね。そういうことで確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

腑に落ちる回答になるかどうか分かりませんが、現尾鷲市営野球場を建設予定地としていくというのと、あと負担金については、こちらのほうに記載はありませんが、均等割、また人口割、また実績割等でしていくという部分があります。それらの前提の下、立ち上げていきますし、条例についても設置についてもそれらを目指していきますし、それらの目指せる内容になった中で条例を制定していくというものであります。

瀧本攻議長

4回目やねんけれども、これ1回で。

4番 岡村哲雄議員

関連すること。

瀧本攻議長

関連。はい、どうぞ。

4番 岡村哲雄議員

関連、同じことですよ。今の確認ですけれども、つまり先ほど言いました市営球場とか負担割合、この間全協で説明されました。それも全て今のところその方向での案ですね。決定はあくまでこの規約できて独立法人、行政法人ですか、できてからそこで決めるのが本当ですね。町長、よろしいですね。確認です。

瀧本攻議長

確認ですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

今、岡村議員がおっしゃったように、その方向で議論して説明しています。我々としてはそういう方向でいきたいと。だけど、決定するのはやっぱり団体意思、特別地方公共団体の団体意思としてその組合ができた中での決定になって、条例で恐らく決定されると思うんですけども、そういう形になろうかと思えます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、規約に基づいて6点お伺いしたいと思いますので、ゆっくり言います。

まず、2ページの第5条第2項、各市町からそれぞれ2人を選出すると、組合議員ですけれども、これは各市町の議長は参加するのか、その場合2人の内に予定されているのか。僕が今から質問するのは、こういうこともなぜ規約に、今後条例で制定されるという答弁になると思うんですけども、なぜこういうことについて規約の段階で載せなかったのかについての答弁を総合的に求めたいと思います。

2点目なんですけれども、第8条の議長及び副議長各1人を置くと、これはほか広域とか今の組合、ほかの広域連合からでも消防でもそうなんですけれども、これは議長及び副議長というのは、議長は今後どういうふうに決めていくのか、施設場所の議員が議長となるように暗黙の了解で決まっているけれども書かなかったのかということと、第9条の2項、これもそうですけれども、管理者、各市町の長の互選によるということで規約では定めているんですけれども、今後組合が設立されたら、今までの通例とか前例とおり、その市町の長が決まるというふうに内諾があるのかどうか。それをもしあるんやったらなぜ載せなかったのかということと、あと10条、第10条の2項、職員の定数ということで条例で定めるということなんですけれども、これ、まず1月21日の全協での説明によりますと、1人、各市町から1人、5人というふうに載っていたんですけれども、これもなぜ載せなかったのか。

あと、第11条の2項の組合議員のうちからそれぞれ1人を選任すると、これも先ほどと執行者と一緒なんですけれども、施設所在地の方が通例どおりになっていくのである、通例でしたらね、そこら辺のところは内諾されているのか。

それから、第12条の2項、関係市町の負担金の割合は条例で定めると、これは1月21日の全協でも条例で定めるというふうに明記されていましたがなんですけれども、基本的には、建設事業費、均等割10%、人口割90%、組合運営費、均等割10%、実績割90%ということで、何回も説明を受けて、今後条例で定めるということなんですけれども、あの数字を確認して今回の議決をするかせんかという方も見ると思いますんで、組合が設置されてその後条例で定めるとなった場合には、これが変更されるんじゃないかという危惧が考えられるんですけれども、その点は大丈夫なのか。これが組合の条例で定めるとあれば、いつ頃に想定されているのか。

それから、最後にこれは前者議員も言っていましたんで確認なんですけれども、一応21日の全協で説明された基本協定案、この後組合規約が可決されれば、あの時の説明があった基本協定の内容のとおり進んでいくということなのか、先ほど課長も答弁でそれらしいことは言っていましたんで、再度確認の意味も含めて町長から答弁をいただきたいと思います。

以上です。

瀧本攻議長

玉本管理課長。

玉本真也環境管理課長

全て網羅されているかどうか分かりませんし、後ほど町長がお答えすることになるかも

しませんが、もし沿った内容でなければ申し訳ありません。

あと、各市町の議長が選出できるかどうかということですが、各構成団体の議会の関わり方、思いによって変わってきますので、そちらについては言及ができません。申しわけありません。

あと、議長、副議長を置くという部分ですが、こちらについて、どういった方を選任してということが暗黙の了解の下ということもおっしゃられていましたし、長の互選についても誰が管理者になるべきということ、何らかの相談があるかということでございますが、そちらについては決まってございません。協議をまだ終了しておりません。

あと、定数の関係、あと監査委員の関係、あと負担金の関係、これらについて、一緒くたにお答えして大変申し訳ないんですが、地方自治法等においても条例で定めるといった部分がございますので、そういったご理解をいただければと思います。

ただ、定数については、通常5人で職員があるから5人という定数をするのではなくて、幅を持たせた形で、紀北町においてもそうなんですけど、必要最小限を規定するのではなくて、これぐらいあれば十分回っていけるだろうという程度の定数になると思います。そういうの、数も決まってございません。

あと、協定のことも言われていました。協定については、本規約案を提出するに当たった前提条件でありますので、負担金については協定のとおりということになりますし、負担金条例についても、ご説明した内容でこの規約が定まった後の組合の議会のほうで制定をしていくというのが前提条件というふうに考えてはございます。あと漏れていたら申し訳ありません。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長が申し上げたのがほとんどなんですけれども、まだ恐らく、議会のほうの議員の選出については、議会のほうにお任せすることになるかと思います。それがどういう形かは、議会のほうで議論にさせていただくことだと思います。

それから、長のことですが、ここに、附則のところには組合管理者が互選されるまでの間、尾鷲市長が組合管理者の職務を行う、ここの部分は規約としてさせていただきますので、あともその互選が結構立地のところの一部分組合、広域連合もそうなんですけれども、今のところ全く白紙でございますので、そこのところではご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

相対的にこういう質問をさせていただいたのは、通例として今までやられた執行部なり議長なり監査委員なりが、通例としては今までそういうふうに設置、組合設置場所の理事者なりがやられているのが通例なんですけれども、基本的に今まで紀北町の場合は2町ですもので、どちらかという話も沸かず、今回5市町ですので、それで、基本的に僕はずっと同じ方がやられていくというのはどうかなという気持ちももともとありますので、今回5市町ですので、できたらある程度輪番制みたいなことも考えられてはどうかと。

ただ、答弁としては条例で定めるということなんですけれども、このままいくと通例どおり決まっていくんじゃないかなという気持ちもありますので、改めてちょっと答弁を求めさせてもらった、確認させてもらったんですけれども、そういう意味で全部建設の事業費なんかについても全協であった、説明あったとおり、これ、規約を認めるということは、全協であった10%、90%、そして尾鷲市営野球場の設置場所についても説明あったとおり進んでいくであろうと思います。

ただ、それが今度は組合で、条例で、組合で今度は決めていくということなんですけれども、今回僕たち議員、この紀北町の議員は、この規約を議決するか議決しないか、そうすると今度組合で定められるときに物が申せない、組合議員として出る方も見えますけれども、やっぱりちょっとだけ手が離れるということを心配していますので、こういう質疑があったということは、十分受け止めて進めていただきたいと思いますけれども、ちょっとこの規約には、本当にどうやって進んでいくのかなというのが不透明な部分が、どうしても疑念の感を拭えませんので、その点についての答弁を求めます。町長からお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

規約には、一部事務組合を設立するための規約ということなんで、そこから先は、やっぱり組合議会が設立してからの条例で決めていくという形になろうかと思います。我々は、今までの準備会もそうなんですけれども、5市町が全て腹を割った状態で話し合っ、こういう流れで行きましょうとなっていて、例えば管理者がどなたになっても、1つの意思を持って議会のほうに提案することになろうかと思いますので。

(「違う」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

違いますか、答えが、そういう形になろうかと思えます。また、議会との接点は、議員おっしゃるようにやっぱり一部事務組合とできた中の議会での団体意思を決定していただくということになろうかと思えます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

3回目の質問なんですけれども、最後にお伺いしたいんですけれども、町長の答弁、基本的には組合が設立されたら、今までの広域でも消防でもあるんですけれども、組合で決定されたことが執行されるということで、その声を各市町の議員が、議会として出ていない議員が、組合議員として出ていない議員がどう伝えていくかということになっていくと思うんです。その言葉が伝えられるかどうかは別にして、基本的には、再度答弁求めたいのは、組合で、今後組合ができれば、組合が決定されたことが進んでいくということで理解してよろしいですね。最後に答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことにつきましては、先ほど申し上げたように特別地方公共団体という形になりますので、その議会での団体意思が決定権を持つてくるということになろうかと思えます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について、反対の立場で討論を行います。

ただ、今まで全員協議会で説明を受けている施設整備別の実質費用比較及びメリット、デメリットが正しいとするならば、ごみ処理施設を5市町の広域で整備することには、必ずしも反対ではありません。

しかし、当初はまだごみ処理施設が稼働できる状況であり、東紀州環境施設組合を設置する前にもう少し不確定な部分を事前に確定すべきであり、大きな事業だからこそ、町民の方々に将来負担を残さないためにも慎重に進めるべきであります。

また、関係市町での議会への上程日を統一せず、9日に尾鷲市、御浜町、10日に熊野市、紀宝町、そして最終の本日15日に紀北町としたのは、作為的にされたのではないのかと疑念を抱かざるを得ない。よって、現時点での組合設置に向けての議案の承認はできず、今回この議案に反対いたします。不確定な部分については、先ほども質疑で行った事項が明記されておらず、これらが今後どのように進められていくのが不透明であり、組合設置後、不確定な部分がなし崩しに紀北町民の意に反して進んでいくのではないかと危惧されます。

また、今年の1月21日の全員協議会で説明があった基本協定案の内容についても、この議案が可決され組合が設置されれば、案のとおり進んでいきます。施設建設予定地の市営野球場については、いまだ尾鷲市民の反対の声や法規制等もクリアされていない状況であります。問題が山積しているにも関わらず、今後組合に下駄を預ければ、これらの問題が十分に解決されずに確定されていくのではないかと危惧されます。

尾鷲市が、火力跡地を活用するために自ら設置場所を尾鷲市内にするとしたにもかかわらず、火力跡地が不可能になったら場所をうちでは決められないので、4市町の皆さんで尾鷲市のどこがよいか決めてください、そして皆さんがここをと、ここがよいといったのだから、建設場所の問題は、5市町で組合を設置してから協力してその問題を解決しながら進めていきたいと思います。今までの経緯を考えると筋が通らない。尾鷲市が施設建設場所は尾鷲市でと言ったのだから、尾鷲市自体が建設予定地の問題を解決して、この建設予定地で問題はないですよとなってから5市町で組合を設置して、広域でごみ処理施設設置に向け進めるのが本来であると考えます。

また、その野球場の移転先が避難場所を建設するとはいえ、見積金額の1億6,500万円はあまりにも高過ぎるし、津波災害の危険が想定される場所に移転することはいかかなものなのか。広域ごみ処理施設を火力跡地に施設建設すると言ったときは、津波災害が起こったときに危険だからと言って各市町から反対の声がありました。それならば、ごみ処理施設の建設には反対だが、若者が集う野球場なら危険な地域でもよいと思われても仕方ありません。

だからこそ、組合設置を急がず、もう少し時間をかけて慎重に審議を重ね、これらの不確定な部分を解消し、町民の方々に将来負担を残さないためにも、皆が納得した上でよい広域ごみ処理施設にするべきであります。

よって、議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について、反対します。各議員のご賛同よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成される方はありますか。

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置についてに賛成討論をいたします。

ごみ処理施設は、全国的に見ましても、隣接する小規模な市町村が一部事務組合を設置しまして共同処理しているのが多く見られます。このことは、共同処理することにより、主に経費の削減、そして環境対策が図れることだと思われまます。

この東紀州地域におきましても、ごみ処理施設は広域化、集約化を推進することにより、施設整備、維持管理の効率化と費用の削減を図ることができると思われまます。また、エネルギー回収率の向上、省エネルギー化や環境負荷の低減を図ることができまます。そして、紀北町におきまましては、現在のごみ固形燃料化施設の老朽化、将来のRDF処理委託先の確保が不透明でありままして、また、RDF処理費用の高騰が予想されまます。

このようなことから、東紀州環境施設組合の設置につきまましては、紀北町の環境行政にとりままして必要な事業でありまます。このことを高く評価し、適正な事業であることを確信しておりまます。

以上のことをもちままして、賛成討論とさせていただきます。

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はおられまますか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について、反対の立場で討論に参加いたします。

4月に東紀州環境施設組合を立ち上げるには、いまだ課題が山積しておりまます。したがって、時期尚早であり、東紀州環境施設組合の規約議案を判断するにはあまりにも拙速であり、ある程度課題の解決の目途がついてから規約案を諮るべきだと考えておりまます。

広域ごみ処理施設に関しては、平成24年11月20日の第1回検討会議に5市町の職員が集まり、三重県の基本的な考え方が示されました。それから、首長会議も含め40回余りの会議を実施してきたと聞いております。これは情報開示資料からの資料でございます。データでございます。

紀北町では、平成31年4月12日に東紀州ごみ処理に関する一部事務組合設立についての資料が配付され、昨年11月20日の議会全員協議会でやっと広域ごみ処理施設を造った場合の各自治体の負担割合に関する現時点でのデータと、町単独施設を造った場合の現時点での負担の費用の概算が示されたばかりです。

一方、尾鷲市と一部事務組合設立準備会や同幹事会、首長会議が中心となって考えられてきました広域ごみ処理施設の候補地は、中電跡地、東邦石油第2ヤード跡地、尾鷲市営野球場と何度も変わってきました。現時点での候補地である尾鷲市営野球場は、周辺事業所の反対があります。しかも各自治体においては、住民説明会も開かれていないと聞いています。私は、まだまだ変わる可能性があるのではないかと心配しております。現在は一部事務組合準備会として、候補地とすべく尾鷲市が市営野球場周辺の事業者などへの説明を進めている状況であります。いまだ納得を得られていないということでございます。非常に強固な反対をされているということも聞いております。

このような状況で、東紀州環境施設組合が正式に立ち上がれば、各自治体の住民への説明責任に加え、尾鷲市内へのごみ処理場建設地の決定など、当然代替野球場の建設も含めてでございますが、権限とともに責任と義務が各自治体に生じてきます。言い換えれば、現在の候補地の周辺事業者やごみ処理場ができる尾鷲市民の皆さんが納得できるように説明する責任が、東紀州環境施設組合の構成する組織全体に出てくると思います。

私は、このまま本規約に賛成しまして、4月1日からこの規約が施行されますと、私たち議員、紀北町の議員2人を除きまして物を言えなくなると思いますか、白紙ではないんですけども、白紙委任状的な状態に置かれるのではないかなとちょっと思っております。それは、規約なり条例で仕方ないと思います、独立行政法人です。そういったこともあります。だから、費用が大変かかるこの状態で、今のうちに意見を言っておきたいということでございます。尾鷲市行政と中心とした人々が現在大変ご苦労されていることについては、大変ありがたく思っています。また、迷惑施設とも言われますごみ施設を尾鷲市に造っていただくことは、紀北町民ではありがたいんやという気持ちもでございます。

ただ、私の考えは6つございます。

1つは、広域ごみ施設の建設予定地がいまだ決定していない。まだ案の状態でございます。

2つ目が、補償対象である新設野球場の場所や各自治体の負担金については、まだまだ検討及び精査をする必要があると思います。

3点目は、建設予定地になれば、広域ごみ処理の課題を中心になって行動すべき尾鷲市の市長選、市長及び議会ですけれども、この6月とともに選挙がございます。その直前に、まだ正式な東紀州環境施設組合を立ち上げるべきではないと考えております。

4点目は、野球場の負担が私は課題とっております。当然野球場は尾鷲市の財産であり、今後も尾鷲市が管理運営します。現野球場と同等以上については、野球場の補償とすべきではないと考えております。野球場は、中電跡地だと高台を造成する必要があり、負担費用が大きくなると思います。個人的には、東邦石油第2ヤード跡ならば、津波からの避難場所をわざわざ造らなくても隣接の高台に避難ができるので、安価になるのではないかと考えております。

さらに、広域ごみ処理施設以外に、紀北町のRDF施設の延命や町単独ごみ処理施設の選択、そういった可能性についてももう少し精査する必要があると考えております。

以上の理由によりまして、私は、現在の一部組合準備会で候補地選定や周辺事業者に納得いただけるような対処などの課題の一定の目途がついてから、課題を解決する一定の目途がついてから、改めて組合への参加の可否を議論すべきだと思います。

それと並行して、紀北町単独のごみ処理施設建設の可能性をさらに精査する必要があるとも考えております。4月に東紀州環境施設組合を立ち上げるにはいまだ課題が山積していて、時期尚早であるとの考えで、東紀州環境施設組合の設置についての議案に反対いたします。

以上、議員の皆様方も反対賜りますようお願い申し上げまして、討論を終わります。ありがとうございました。

瀧本攻議長

ここで、10時50分まで休憩といたします。

(午前 10時 37分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午前 10時 50分)

瀧本攻議長

岡村哲雄君から訂正の申出がありましたので、許可いたします。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

先ほどの討論の場で、私、独立行政法人と言ってしまいましたけれども、質疑で一部事務組合ということ確認しましたもので、独立行政法人と言ったところを訂正して、一部事務組合として訂正させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

ただいま岡村哲雄君から発言の訂正の申出がありましたので、許可し、後刻記録を調査して処置いたします。

それでは、原案に賛成討論される方はございませんか。

5番 大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

広域ごみ処理施設整備については、平成24年から取り組んできており、既に8年が経過をしております。東紀州5市町の首長間では、広域での前向きな検討が合意をされ、正式な議論の場がつけられました。自治体のごみ処理に対しては、交付金など国からの支援制度が整備されているとはいえ、財政的負担は大きなものです。広域化を通じ共同で事業を行うことで、建設費だけでなく既存の施設の長寿命化を図る維持管理費など、今後継続的に必要になる経費の削減につながることから、将来世代の負担の軽減からも必要なものと考えます。環境に関しても、広域での高度の施設整備に取り組むことができます。

今回の規約は、広域ごみ処理施設建設とその後の運用に係るものであり、計画策定や調査等の予算協議等を進めるための重要な議案です。安定的な町民生活の維持のためにも、本議

案に賛成をいたします。議員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はございませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番、柴田洋巳です。

マスク取ってもいいですか。

瀧本攻議長

いいですよ。水もあります。

3番 柴田洋巳議員

水。いいや。

紀北町、議案第1号 東紀州環境施設組合の設置規約を協議する前に、議論、調査、検討をしなければならない問題は山ほどあります。議論を先に言いますが、2市3町の広域ありきの規約に反対いたします。

基本的なことを4つ申し上げます。

1つ、紀伊長島リサイクルセンターは竣工後18年です。海山リサイクルセンターは22年しか使用しておりません。3年に1度、両施設の精密機能調査を行い、必要な修繕をすれば、20年、30年は十分使用できます。

2つ目、紀北町が広域にのめり込む大きな理由は、RDFの処理に困るとのことですが、RDFを電力、温水等に変換する設備を整えれば解消できます。この設備を整える費用と広域ごみ処理負担分を比較することがまず第一です。

3つ目、誰が言い出したのか知りませんが、紀北町の端から紀宝町の端まで70km以上あります。道のりで測りますと75km以上あります。この広い面積に1か所のごみ施設を建設することが大きな間違いです。ごみの運搬に関する費用、使いづらさ、先日また福島で地震が起きました、そういう自然災害を考えると問題が多過ぎます。したがって、広域を考えるとすれば、尾鷲市と紀北町、そして熊野市、御浜町、紀宝町の2つのブロックで考えるべきです。

4つ目、尾上町長をはじめとする関係者は、広域ごみ処理ありきで進めてまいりました。私の記録によりますと、平成31年4月以降、資料だけ配付した全員協議会を含め、本日まで5回です。全て広域ごみ処理の会議です。要するに、2つの施設の活用、延命の協議はあり

ませんでした。これが、主な基本的な私の反対に関する考えです。

それでは、もう少し皆さんに分かっていただけるように具体的に説明をいたします。

1つ、紀北町のごみ処理施設の現状を知るため、議員全員で海山、紀伊長島両リサイクルセンターと2つの最終処分場を視察、調査するべきです。

2つ目、パブリックコメント募集に使用した建設費、すなわち広域ごみ処理の負担金が紀北町は11億1,700万円です。紀北町単独の工事費が15.03億円と、工事費とそれからこの算出の仕方に大きな問題があります。運営費もそうです。再調査が絶対必要です。

3つ目、広域ごみ処理施設へのごみの運搬費と利用上の不便さ、自然災害発生時の対応等の費用の算出が、調査をまた行うべきです。

4つ目、人口減少とごみの減量施策、3Rと言われていますけれどもによって、10年以降のごみの量は、30%から40%減少、減量が想定できます。したがって、ごみ処理施設の立地に優れた海山リサイクルセンターへの統合を協議することも必要です。

5つ目、海山リサイクルセンターの延命とRDFの電力、温水交換設備を検討するため、精密機能調査と町内に眠っている燃料となる材料の調査を行う必要がございます。

6つ目、精密機能調査データをもとに、RDFを電力、温水に変換するための設備設置の検討及び海山リサイクルセンターの延命を作成すべきです。

7つ目、循環型社会を目指した徳島県上勝町の視察も行うべきです。

8つ目、ごみ処理問題の専門家、3人から4人ぐらいを招いて学習会を行うべきです。

これは最後になりますが、尾鷲市と紀北町との広域について、私の考えを述べます。

尾鷲市と紀北町は、兄弟のようなものです。消防も介護保険施設もそうです。総合病院にも協力しております。したがって、それから尾鷲市が直面している様々な問題に協力するため、海山リサイクルセンターの増設や同センター隣接地に町有地が1万5,000㎡ぐらいありますけれども、1万5,000㎡ぐらいを利用した新しいごみ処理センターを造ることも検討すべきです。

以上、申し上げましたことの議論や協議をしないで、2市3町の組合設立に反対いたします。

以上でございます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ございませんか。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

私は、議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について賛成の立場で討論をさせていただきます。

紀北町も人口減や財政難というものは、非常に今後懸念されていくものだと思っております。広域のごみ処理施設の建設に当たっては、いろんな形でこれまで視察先を選んで視察に行ったりしてまいりました。その中で、単独がいいのか広域でやっていくのがいいのか、いろいろ議論もされてきましたが、基本的にはどちらがよいという結果まだ見えないところもあると思います。ただ、そんな中で、今後いろいろ考えた中では、やはり広域で進めていって、町民の負担を減らしていくということも大切ではないかというふうに考えてもおります。

ただ、本日この議案に対して否決となった場合、どういうふうな形で今後進んでいくのかというふうなことをお聞きしていくと、この広域の議論には今後加わっていけないというふうにもお聞きしております。広域の議論に入っていくには、今後、紀北町としていろんなハードルを越えていって広域の議論に入っていく、そういうことがかなりの難の部分が出てくるのではないかと考えております。本日は、この中でかなり難しい判断をせざるを得ないというふうに思っております。

私は、これに賛成することによって、広域の組合が設立された後、建設場所についてやいろんなことを広域事務組合の中に意見を持ち込んで、紀北町としての有利な形の議論を進めていくべきではないかというふうに考えております。ただ、建設場所を巡っては、尾鷲市と近隣事業者とのいろんな意思疎通がされていないというところが非常に懸念されているところでもあります。これについては、本日可決された場合でも、4月1日の事務組合設置まで1か月以上ある中で、尾鷲市の中で解決に向けて努力させていただくことを非常に切に願って、私は賛成のほうに、意見を述べて賛成したいと思っております。皆様のご賛同よろしくお願ひしたいと思います。

瀧本攻議長

次に、反対討論される方ございませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

私は、議案第1号 東紀州環境施設組合の設置について、反対の立場で討論させていただきます。

この議案の規約ですが、大きな問題点はさほどありませんが、今まで何回となく全員協議会及び一般質問等の中で危惧されている課題が出てきたように思われます。候補地である市営野球場で最良の場所なのか、また野球場の移転先である中電跡地でよいのか、また建設費用を5市町で負担するべきなのか、議論を重ねていかねばならないと思います。10年先、20年先のことを考えると、あまりにも性急過ぎると言わざるを得ません。尾鷲市の焼却場を考えると急がねばならないことは理由になりません。どうか慎重な討論をしていただきたいが上、あえて反対させていただきます。

ちょっと私事なもうちょっと詳しい説明したいんですけども、ちょっと目の調子が悪いもので、以上で終わらせてもらいます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ございませんか。

(発言する者なし)

次に、原案に反対討論される方ございませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第1号 東紀州環境施設組合の設置についての反対討論を行います。

今までたくさんの方が、反対討論、質疑を通じて述べられました。私は、2点だけ反対の理由を言わせていただきます。

それは、ごみは毎日大体全ての住民が出す、大変住民にとって密接な関係のごみの問題ですが、今まで平成24年から町長や市長が協議してきたということですが、その中には住民の意思が入っておりません。そしてこの組合ができて、住民の意思を通じる議員の数はほとんど難しいと思います。何よりも大切な憲法は国民主権なんです。住民の意思でもって、ごみづくりでまちづくりを考えていくべきだと思います。全然住民の意思を、24年からの町長、市長の会議も議事録を私求めましたが、議事録はないというような答弁もありました。本当に真剣に考えていただいているのか、疑問です。先ほど議会も2回というお話でしたが、広域連合は3回しております。そういう認識もないままに進んでしまうということが不安です。

そしてもう一つが、今地球温暖化が進んで脱プラスチックの世界を全世界で今求めていかなければなりません。10年、20年後のごみ施設はどうやって処理するかが問題ではなく、世界共通の願いは、どうやってごみを、廃プラスチックのごみを出さないかということです。そこにこそ紀北町のごみ問題の解決の場があると私は思います。今までのようにどうごみを

処理するのか、その議論は時代遅れだと思います。

これから先の紀北町の未来を考えたら、莫大な約100億円に達するであろう広域のごみの費用が大切なのか、それとも、私たちの町はどういう町を高齢化の中で目指していくのかを考えた場合、このような広大なごみ施設の費用も施設もいない、原点に返って自分たちの町のごみは自分たちの町で考えるべきだと思います。反対いたします。議会皆さんのご賛同を心からお願いして、反対討論を終わります。

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数でございますので、したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、報告案件に入ります。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいまは議案につきましてご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。心よ

りお礼を申し上げます。

引き続きまして、1件の報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。令和2年11月26日午後2時40分頃、紀北町引本浦地内の私有地駐車場において、海山総合支所職員の運転する公用車が、方向転換する際に駐車中の相手方車両に接触し、車両を損傷される事故が発生しました。この事故につきまして、本年1月6日、損害賠償額を9万1,553円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、1件の報告につきまして、今後このような事故が発生しないよう、引き続き事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で報告案件についての提案理由の説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定により、議会の委任による専決処分であることから、質疑を行わないとされていますが、ただいまの説明において内容等に不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方ありませんか。

こっち早かった。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、ちょっと確認したいんです、内容についての確認、不明瞭な点の確認をしたいんですけれども、これ私有地の駐車場で方向を変えようとしたという説明でされているんですけれども、基本的には方向転換、私有地で行うのはどうかなということなんです。まずいと思うんですけれども、これどういう状況で、私有地で方向転換をせざるをえなかったのかということについての答弁を求めたいと思います。

瀧本攻議長

海山総合支所長 植地俊文君。

植地俊文海山総合支所長

それでは、こういうことに至った経緯ですけれども、まず、この私有地でUターンして接触事故を起こしたというなぜかと、まず目的からいいますと、位置的になかなか説明しにくいんですけれども、3m程度の町道を避難路の点検をするために、職員が2人でその公用車

に乗って現場に行くことになりました。それで、現場に行くまでには、県道の路上、路上じゃない路側ですか、路側へ駐車してそこから歩くと、徒歩で行く、かなりそれやけれども距離がありますので、進入を車で行ったと。そこは最終の避難場所、場所というか避難路ですね、そこでUターンすることができなかつたため、200mほどバックするに当たり私有地の駐車場に入ってしまった、そこで接触したという状況なんです。

議員ご指摘のとおり、私有地で方向転換するというのは決して許されたことではないんですけれども、今後は安全なところに車を駐車して、それで徒歩で確認することに努めたいと思います。どうもすみませんでした。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

分かりました。

最後に確認ですけれども、基本的に僕、質疑させてもろうたように、確認させてもらったように、私有地で方向転換してましてや、事故起こすといったらこれは最もいけないことで、仮にどうしようもないことは私有地の方に了解を得るとか、やはりそういうことを、やっぱり今回こういうことが起こったというのはそこに原因あるんで、今後やっぱり気をつけていただきたいと思いますので、答弁求めたほうがいいですか。そこは任せます。

瀧本攻議長

植地総合支所長。

植地俊文海山総合支所長

確かに議員ご指摘のとおり、状況をちゃんと確認して、最善の安全対策を行った上で、いろいろな業務に資していきたいと思います。今後気をつけます。

瀧本攻議長

いいですか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

前者議員がほとんど言ってくれたんですけれども、回答の中で2人で行っていたと書いて、それでいて2人とも車に乗っていてこういうことが起こったのかなと思いました。やはりそういう全体の奉仕者である公務員が2人行って、止まっている車にバックしてぶつかるとこういうことが起こったわけなんですけれども、それは悪いことでちゃんと指導しますという

お答えでしたが、具体的にその日かあくる日とかどのように指導されたのか。絶対こういうことは二度とあってはならないことだと思いますので、1人で行っていてこういうことが起こった、普通にもあるかな、許せて、2人で行っていてこういうことが起きたんですね。そのところをどういうふうにして、注意されて二度と起こさないようなことを町民の模範となるのに公務員の姿、どう指導されましたのか、具体的にいつされたのかお伺いします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

こういう事故、職員につきましては、事あるごとに安全運転に心がけるようにということで、町長も含めて職員のほうへの周知はさせていただいております。

今回このような事故が起こったということで、職員に対しての処分等も含めて検討させていただきまして、運転事故審査会というのが町のほう設置されております。その中で、事故の内容等を吟味した上で始末書の提出、それから誓約書の提出、それから町からの警告書を発令して、二度とこういうことのないようにということで、嚴重注意をしたところでございます。

また、本人につきましては、より信用失墜を行ったということもございますので、奉仕活動ということで、交通安全等に関連する奉仕活動を2回するようということの指導もしております。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

厳しく始末書とかそういうのは分かるんですけども、奉仕事業をせよというのは、今コロナで国会がやっている罰則を入れるのと同じような、そういうこととして効果があるのかなと思いますけれども、どのように認識されておりますか。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

奉仕活動につきましては、公用車の事故が非常に頻発をしたときもございまして、そのときから職員への意識づけを考えて、街頭指導等への参加あるいは車の清掃等ということで協

力をいただいているというところでございます。

瀧本攻議長

ほかに発言される方ありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第1号については、聞きおくことといたします。

瀧本攻議長

本日の日程は全て終了しました。

令和3年第1回議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 23分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 3 月 4 日

紀北町議会議長

瀧本 攻

紀北町議会議員

原 隆伸

紀北町議会議員

奥村 仁